



五霞町告示第63号

告示

◎都市計画の決定・変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、岩井・境都市計画土地区画整理事業及び地区計画を決定、並びに同法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項により、同都市計画道路及び用途地域を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成25年10月28日

五霞町長 染谷 森



記

- 1 都市計画の種類
 - (1) 土地区画整理事業の決定「別紙1」のとおり
 - (2) 地区計画の決定「別紙2」のとおり
 - (3) 都市計画道路の変更「別紙3」のとおり
 - (4) 用途地域の変更「別紙4」のとおり

- 2 縦覧場所
五霞町役場建設環境課

別紙3

- 1 都市計画の種類
道路 (3・4・29 江川・幸主線)

- 2 都市計画を変更する土地の区域
追加する部分
猿島郡五霞町 大字江川 字橋向の各一部
大字幸主 字力新田の各一部

- 3 縦覧場所
五霞町役場建設環境課

岩井・境都市計画 道路の変更（五霞町決定）

都市計画道路に 3・4・29 号 江川・幸主線を次のように追加する。

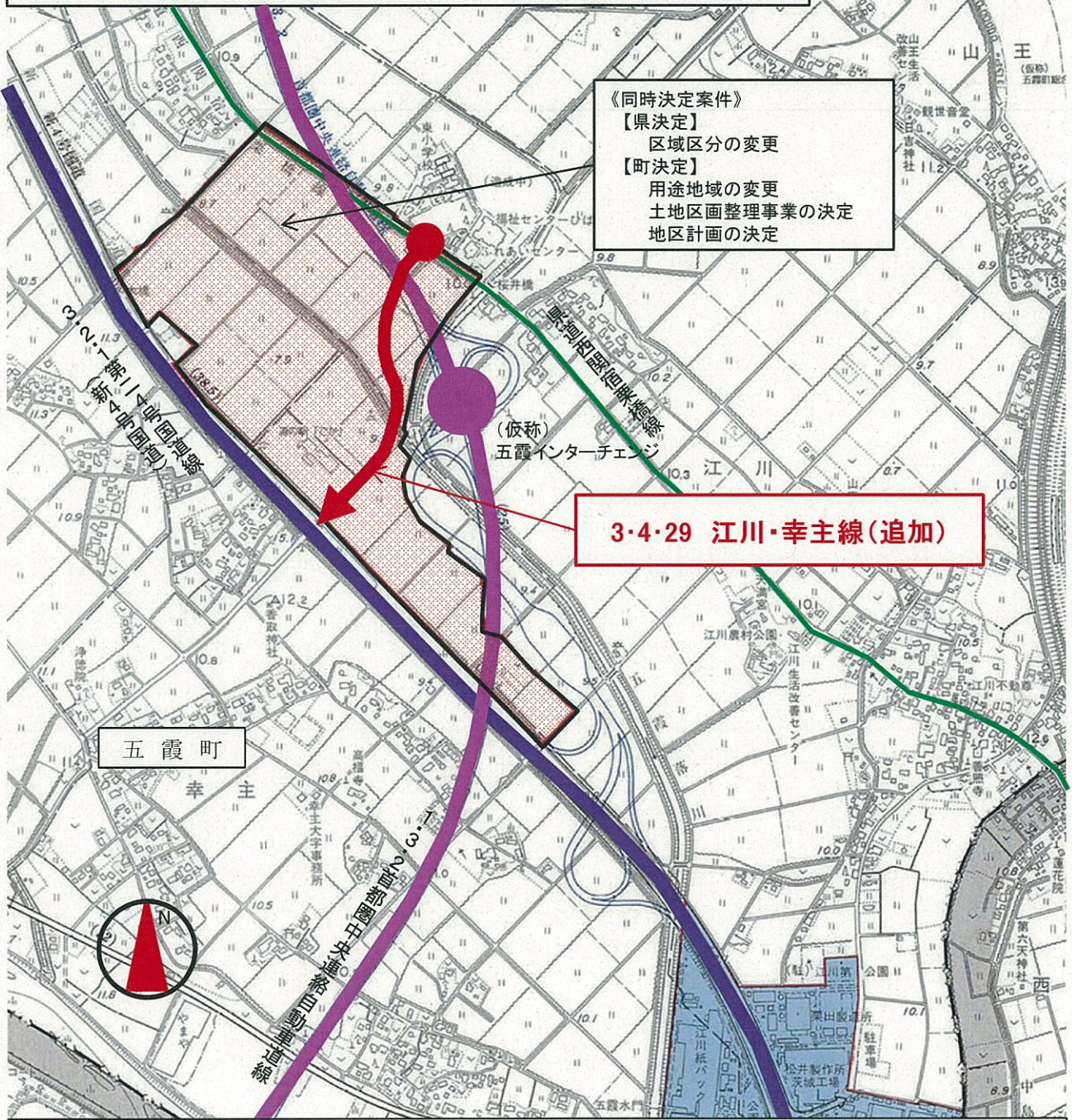
種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造型式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・29	江川・幸主線	五霞町 大字冬木 字橋向	五霞町 大字幸主 字力新田	五霞町 大字冬木 字橋向 大字幸主 字力新田	約 640m	地表式	2車線	17m	自動車専用道路 と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面 交差 1 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

新 4 号国道と県道西関宿栗橋線を結ぶ地区内幹線道路としての役割を担うとともに、地区内外における安全で円滑な交通処理を図るため、本案のとおり都市計画道路 3・4・29 号 江川・幸主線を変更追加するものである。

岩井・境都市計画 道路の変更【五霞町決定】



《同時決定案件》
 【県決定】
 区域区分の変更
 【町決定】
 用途地域の変更
 土地区画整理事業の決定
 地区計画の決定

3-4-29 江川・幸主線(追加)

五霞町
幸主

【変更理由】

(仮称)五霞インターチェンジ周辺地区において、土地区画整理事業による商業・工業・流通など複合型産業拠点の整備が計画されており、地区内及び周辺における交通需要増加への対応や安全性の確保等が求められていることから、新4号国道と県道西関宿栗橋線を結ぶ地区内幹線道路としての役割を担うとともに、地区内外における安全で円滑な交通処理を図るため、本案のとおり都市計画道路3-4-29号江川・幸主線を変更追加するものである。

道路変更概要(町決定)					凡例	
3-4-29 江川・幸主線	変更前	—	—			変更後(町決定)
	変更後	W=17m	L=約640m	2車線		変更前(町決定)